

第 7 節 狩猟税

第 1 狩猟税の徴収方法

狩猟税の徴収は、地方税法第 700 条の 54 の規定により当該道府県の条例に定めるところにより普通徴収又は証紙徴収の方法によって行わなければならないとされており、証紙徴収の場合は、当該道府県が発行する証紙を申告書に貼らせるか又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後に納税済印を押すことによって証紙に代えることができる」とされている。

令和 6 年度末で当県の収入証紙の使用は終了したことから、狩猟税の証紙徴収の取扱いは、「現金の納付を受けた後に納税済印を押すことにより証紙に代える」ものとする。

第 2 納税義務者及び課税客体の確認

納税義務者及び課税客体の確認は、平成 7 年 11 月 16 日付け旧環境保全課鳥獣保護係長通知により狩猟者の登録を担当する環境局環境対策課及び各地域振興局健康福祉（環境）部（以下本節において「健康福祉部等」という。）において行うものとされている。

健康福祉部等では狩猟者登録申請書を受理する際に、狩猟税申告書の他、適用税率の決定に必要な書類として、都道府県民税の所得割額等の証明書又は法附則第 32 条若しくは附則第 32 条の 2 に該当することを証明する書類（以下「申告書等」という。）を提出させている。

健康福祉部等では、申告書等を次によって処理し、県税部に送付するので、申告書等の送付を受けた場合は、健康福祉部等と連絡を密にし、個人情報の紛失が生じないよう取扱いの適性を期すこと。

1 申告書等の内容確認

健康福祉部等は、提出された申告書等について、次の事項を確認する。

(1) 必要事項の記載の有無

(2) 適用税率の決定に必要な書類として提出された証明書等の内容

2 申告書等の送付

健康福祉部等は、狩猟者の登録をしようとするときは、狩猟税申告書の枚数と狩猟者登録の件数を照合確認し、次の所管区分によって別記様式「狩猟税申告書の送付書」を作成の上、狩猟者登録の申請者から提出された「狩猟者登録申請書等送付書」の写しとともに申告書等を県税部に交付送達又は書留郵便により送付する。

〔所管区分〕

健康福祉部	県税部
村上地域振興局健康福祉部 新発田地域振興局健康福祉環境部	新発田地域振興局 県税部
新潟地域振興局健康福祉部 三条地域振興局健康福祉環境部 佐渡地域振興局健康福祉環境部 環境局環境対策課	新潟地域振興局 県税部
長岡地域振興局健康福祉環境部 柏崎地域振興局健康福祉部	長岡地域振興局 県税部
魚沼地域振興局健康福祉部 南魚沼地域振興局健康福祉環境部 十日町地域振興局健康福祉部	南魚沼地域振興局 県税部
上越地域振興局健康福祉環境部 糸川地域振興局健康福祉部	上越地域振興局 県税部

3 狩猟者登録台帳の送付

健康福祉部等は、申告書等の送付と併せパスワードを設定した「狩猟者登録台帳」のデータをメールや共有ドライブにより県税部に送付する。

第 3 申告書等の処理

健康福祉部等から申告書等の送付を受けた場合は、直ちに次の処理を行うこと。

1 受付け

受付印の日付は、地域振興局が受領した日とすること。

2 審査

特に次の点について精査し、誤記又は不備

がある場合は調査の上補正を依頼すること。

- (1) 申告書に記載された税率に誤りがないか。
- (2) 「都道府県民税の所得割額等の証明書」の添付があるか。(法第 700 条の 52 第 1 項第 2 号又は第 4 号該当者)

また、証明内容は適切なものであるか。

- (3) 環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則(平成 20 年環境省令第 1 号)第 2 条第 2 項に掲げる証明書の添付があるか。(法附則第 32 条第 1 項該当者)
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号)(以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。)第 65 条第 2 項第 5 号に掲げる書類の添付があるか。(法附則第 32 条第 2 項該当者)
- (5) 鳥獣保護管理法施行規則第 65 条第 2 項第 3 号に掲げる書類の添付があるか。(法附則第 32 条の 2 第 1 項該当者)
- (6) 鳥獣保護管理法施行規則第 65 条第 2 項第 4 号に掲げる書類の添付があるか。(法附則第 32 条の 2 第 2 項該当者)
- (7) 減免申請書についてその理由を証明するに足る書類の添付があるか。

3 狩猟税申告書の受領書の送付

前記 2 による審査の結果、送付された申告書等と狩猟税申告書の送付書の記載内容とが符合している場合は、直ちに健康福祉部等に別記様式狩猟税申告書の受領書を送付すること。

また、不符合の場合には、直ちに健康福祉部等に対し再調査を依頼する等適切な措置を講ずること。

第 4 狩猟者登録台帳の処理

健康福祉部等から狩猟者登録台帳の送付を受けた場合は、直ちに次の処理を行うこと。

1 税共有ファイルサーバへのデータ移行

狩猟者登録台帳を税務端末の税共有ファイルサーバに移行するにあたっては、県税部でウイルスチェックを行った上で税務課電算管

理係にデータ移行を依頼すること。

なお、健康福祉部等から送付された申告書等のうち一部について補正を依頼中であっても、狩猟税登録台帳は補正依頼中のものも含め全てデータ移行すること。

2 狩猟税収納管理シートの作成

税務課電算管理係からデータ移行完了の連絡があった場合は、狩猟者登録台帳の内容を「狩猟税収納管理シート」(以下「管理シート」という。)に貼り付け、申告書受理日などの必要事項を入力すること。

第 5 調定

第 3、2 の審査の結果、補正の必要がない狩猟税申告書については、毎月の調定日までに電算入力することとし、調定日翌日に出力される調定決議書により調定決議を行うこと。

第 6 納付書の作成、送付及び収納管理

狩猟税は、納税義務者等の情報を税務オンラインシステムで個別管理していないことから、納付書の作成及び収納管理は管理シートを用いて行うこと。

1 納付書の作成、送付

狩猟税を納付させる場合は、第 4、2 の処理を行った管理シートにより納付書を作成し送付すること。

2 収納管理

狩猟税が納付された場合は、税務課業務第 1 係が管理シートに収納データ(領収日及び収納日)を入力するので、県税部は入力された収納データを確認し、狩猟税申告書に納税済印を押印すること。

なお、納税済印の日付は領収日とすること。

第 7 還付

税額の誤り又は二重納付等による過誤納については、県税部収税課において還付決議を行った上で税務課業務第 1 係において還付の処理を行う。

なお、実際の事務処理にあたっては税務課と連絡を取りながら進めること。

第 8 納付が無い場合の取扱い

1 納税通知書の発付

納付書発付後、納付期限までに納付がない場合は、地方税法第 700 条の 54 及び新潟県県税条例第 91 条第 1 項ただし書きにより、普通徴収の方法により徴収すること。

具体的には、県税部課税課において県税事務取扱基本要綱（以下「基本要綱」という。）に規定する次の様式により調定決議を行った上で、管理シートで納税通知書を作成し納税義務者宛てに送付すること。

- (1) 調定決議書（基本要綱別記第 8 号様式）
- (2) 狩猟税賦課、調定内訳書（普通徴収）（基本要綱別記第 14 号様式）

2 督促状の発付

納期限までに納付がない場合は、県税部収税課において督促状発付決議書（基本要綱別記第 97 号様式）、督促状発付内訳書（基本要綱別記第 100 号様式）により決議を行った上で、手書きの督促状を発付すること。

なお、実際の事務処理にあたっては、税務課と連絡を取りながら進めること。

狩猟税申告書の送付書（受領書）

申告書等の区分					申告書枚数 (枚)	合計税額 (円)	備考		
該当区分	免許種類	所得割額の納付	登録台帳						
			区分	軽減事由	税額				
軽減なし	第1種銃猟		ア		16,500				
	第1種銃猟	要しない者	イ		11,000				
	網猟		ア		8,200				
	わな猟		ア		8,200				
	網猟	要しない者	イ		5,500				
	わな猟	要しない者	イ		5,500				
	第2種銃猟		ア		5,500				
対象鳥獣捕獲員	第1種銃猟		オ	3	0				
	第1種銃猟	要しない者	オ	3	0				
	網猟		オ	3	0				
	わな猟		オ	3	0				
	網猟	要しない者	オ	3	0				
	わな猟	要しない者	オ	3	0				
	第2種銃猟		オ	3	0				
認定鳥獣捕獲事業者の捕獲従事者	第1種銃猟		オ	4	0				
	第1種銃猟	要しない者	オ	4	0				
	網猟		オ	4	0				
	わな猟		オ	4	0				
	網猟	要しない者	オ	4	0				
	わな猟	要しない者	オ	4	0				
	第2種銃猟		オ	4	0				
許可捕獲等をした者	第1種銃猟		ウ	1	8,200				
	第1種銃猟	要しない者	エ	1	5,500				
	網猟		ウ	1	4,100				
	わな猟		ウ	1	4,100				
	網猟	要しない者	エ	1	2,700				
	わな猟	要しない者	エ	1	2,700				
	第2種銃猟		ウ	1	2,700				
許可捕獲等に従事した者	第1種銃猟		ウ	2	8,200				
	第1種銃猟	要しない者	エ	2	5,500				
	網猟		ウ	2	4,100				
	わな猟		ウ	2	4,100				
	網猟	要しない者	エ	2	2,700				
	わな猟	要しない者	エ	2	2,700				
	第2種銃猟		ウ	2	2,700				
その他									
計									

上記のとおり送付します。（受領しました。）

第 号
年 月 日

地域振興局 県 税 部 長 様
 〔環境局 環境対策課 長 様〕
 〔地域振興局 健康福祉（環境）部 長 様〕

地域振興局健康福祉（環境）部長
 環境局 環境対策課 長
 〔 地域振興局 県 税 部 長 〕
 送付（受領）取扱者

第 8 節 自動車税の環境性 能割

「削 除 」